



令和6年(ワ)第3728号 二酸化炭素排出削減請求事件

原告 [Redacted] 外15名

被告 株式会社JERA 外9名

### 答 弁 書

令和6年10月15日

名古屋地方裁判所民事第6部合A係 御中

〒100-7036

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー

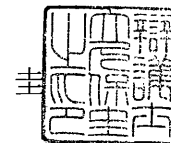
長島・大野・常松法律事務所 (送達場所)

電 話 [Redacted]

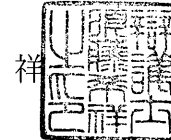
F A X [Redacted]

被告株式会社JERA訴訟代理人

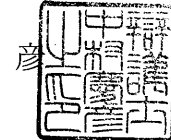
弁 護 士 大 久 保



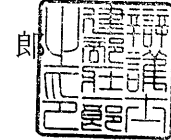
同 須 藤 希



同 中 村 慶



同 建 部 壮 一 郎



貴庁頭書事件につき、被告株式会社 J E R A (以下「被告 J E R A」という。)は、原告らの令和 6 年 8 月 6 日付け訴状 (以下「訴状」という。)に対して、被告 J E R A に対する請求との関係で必要な限度において、以下のとおり答弁する。

## 第 1 請求の趣旨に対する答弁 (本案前の答弁)

- 1 原告らの被告 J E R A に対する本件訴えを却下する
  - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

## 第 2 本案前の答弁の理由—将来給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有していないこと—

### 1 将来給付請求権の適格に関する最高裁判所の判示

最大判昭和 5 6 年 1 2 月 1 6 日民集 3 5 卷 1 0 号 1 3 6 9 頁 (いわゆる大阪国際空港事件。以下「昭和 5 6 年最判」という。)は、旧民事訴訟法 2 2 6 条 (当時。現在の民事訴訟法 1 3 5 条に相当する。)について、「同条は、およそ将来に生ずる可能性のある給付請求権のすべてについて前記の要件〔注：あらかじめ請求する必要があること〕のもとに将来の給付の訴えを認めたものではなく、主として、いわゆる期限付請求権や条件付請求権のように、既に権利発生の基礎をなす事実上及び法律上の関係が存在し、ただ、これに基づく具体的な給付義務の成立が将来における一定の時期の到来や債権者において立証を必要としないか又は容易に立証しうる別の一定の事実の発生にかかっているにすぎず、将来具体的な給付義務が成立したときに改めて訴訟により右請求権成立のすべての要件の存在を立証することを必要としないと考えられるようなものについて、例外として将来の給付の訴えによる請求

を可能ならしめたにすぎないものと解される。」とし、その上で、「たとえ同一態様の行為が将来も継続されることが予測される場合であつても、それが現在と同様に不法行為を構成するか否か及び賠償すべき損害の範囲いかん等が流動性をもつ今後の複雑な事実関係の展開とそれらに対する法的評価に左右される」場合等については、「本来例外的にのみ認められる将来の給付の訴えにおける請求権としての適格を有するものとすることはできない」と判示した上で、将来の損害賠償請求を排斥した。

昭和56年最判の判示に照らせば、継続的不法行為に基づき将来発生すべき損害の賠償を将来給付の訴えとして求めることについて、請求権としての適格を有することができるのは、①請求権の基礎となるべき事実関係及び法律関係が既に存在し、その継続が予測されるとともに、②請求権の成否及びその内容を予め一義的に明確に認定することができ、かつ、③請求権の成否及び内容につき債務者に有利な影響を生ずるような将来における事情の変動があらかじめ明確に予測し得る事由に限られ、請求異議の訴えによりその発生を証明してのみ執行を阻止し得るという負担を債務者に課しても不当とはいえない場合に限られるものと解される。

## 2 昭和56年最判の判示は将来の差止請求（不作為請求）にも妥当すること

本件訴えは、原告らが被告らに対し、将来の一定の時点（2030年度及び2035年度）において<sup>1</sup>、その販売する電気にかかる火力発電による二酸化炭素の年間排出量について、原告らの指定する一定量を超えないようにすることを求める訴えであり、昭和56年最判の事案そのもの（継続的不法行為に基づく将来の損害賠償請求）とは異なっている。もっとも、以下に述べるとおり、昭和56年最判が将来給付の訴えに係る請求権について一定の適格が必要であるとした趣旨は、将来の差

---

<sup>1</sup> なお、原告らのいう「年度」は、いつからいつまでの期間を指すのか明らかでない。

止請求（不作為請求）にも妥当する。

昭和56年最判は、原告と被告の（主として手続保障における）衡平を図るために、将来の給付の訴えとして提起することのできる請求権としての適格を要求するものと解される。すなわち、継続的不法行為に基づき将来発生すべき損害に係る賠償請求を認容することは、原告が主張立証責任を負う将来の時点での請求原因事実が口頭弁論終結時には存在していないにもかかわらず当該請求を認容して債務名義を作出することである一方、被告が将来の時点で当該請求権の存在について争う場合には、被告が請求異議の訴えを提起し、被告において異議事由を主張立証しなければならない。このように、将来給付の訴えにおいては、原告は将来の時点における要件事実を口頭弁論終結時までには主張立証する必要がないにもかかわらず、被告は将来提起する請求異議の訴えにおいて異議事由を主張立証しなければならないという点で、被告の手続保障に欠けることとなる。そこで、昭和56年最判は、原告と被告の（主として手続保障における）衡平を図るために、権利発生の基礎をなす事実上及び法律上の関係が既に存在すること、及び、それが将来現実化する請求権の成立要件の一部を構成するというだけでは足りず、当該成立要件の基本的な部分に当たり、請求権の内容をも一義的に決定してしまうようなものであることを要求しているものと解される。

そして、原告と被告の手続保障の衡平を図る必要性があることは、将来の損害賠償請求に特有の背景ではなく、当然のことながら、本件訴えのように、将来給付の訴えとして将来の差止（不作為）を求める場合であっても同様に妥当する。

### 3 本件訴えが昭和56年最判の示した請求権としての適格を有していないこと

前述のとおり、本件訴えでは、将来の一定の時点における被告JERAの火力発電による二酸化炭素排出量を一定以下とすることを求めるものであるが、火力発電

による二酸化炭素の排出量は、科学技術の発展、エネルギー政策の推移、電力需要の推移、他の発電設備の状況その他の様々な事由により変動するものであり、現時点において2030年度及び2035年度の二酸化炭素排出量を相応の確度をもって認定・予測することはできない。また、そもそも実体法上、特定の個人（原告ら）との関係で被告JERAの二酸化炭素排出行為が不法行為と評価される余地があり得るかという問題を措くとしても、少なくとも、現在における被告JERAによる二酸化炭素の排出行為が不法行為と評価され、それが継続するものではない（原告らもそのような主張はしていない）から、昭和56年最判の事案等とも異なり、現在既に存在する不法行為が将来に亘って継続するというものでもない。さらに2030年度及び2035年度において原告らの指定する量を超える二酸化炭素の排出行為が不法行為と評価されるか否かは、将来に亘る国のエネルギー政策や国際ルールの変移、国際的な評価の見直し等、及び、それらの事情による受忍限度の変化の影響を受けることが明らかであり、現時点において上記各年度における一定量を超える二酸化炭素の排出行為が不法行為に当たると評価することはできず、仮に現時点の事実関係に基づきそのような法的評価を行ったとしても、当該法的評価が将来に亘って継続するとは限らない。したがって、本件訴えは、請求権の基礎となる事実関係・法律関係が既に存在しているとはいえず、また、その継続が予測されるともいえない（前記1①不充足）。

また、（もとより原告らの主張する不法行為に基づく不作為請求権が実体法上認められるか否かについても疑義があるものの、その点を措くとしても、）上記のとおり、一定量を超える二酸化炭素の排出行為が不法行為と評価されるか否かは、将来に亘る国のエネルギー政策や国際ルールの変移、国際的な評価の見直し等、及び、それらの事情による受忍限度の変化の影響を受けるところ、それらの事情の変動の可能性が十分にあり得る中で、2030年度及び2035年度という将来において、原告らの主張する不作為請求権（特定の排出量の上限を設けてそれを越えた二酸化炭素排出をしないことを求める不作為請求権）が存在することを現在におい

て予め一義的に認定できるものではない。したがって、本件訴えは、請求権の成否及びその内容を予め一義的に明確に認定することができるものではない（前記1②不充足）。

さらに、仮に万が一、本件訴えが適法とされ、かつ、原告らの請求が認容された場合には、2030年度及び2035年度までの科学技術の発展、国のエネルギー政策等の推移その他の事由による将来の事情の変動及びそれによる受忍限度の変化によって、許容される二酸化炭素排出量（不法行為と評価される二酸化炭素排出量の上限）が変化し、原告らの指定する上限を超える排出量が不法行為という評価を受けなくなったときには、被告JERAが請求異議の訴えを提起し、それらの事情を主張立証して執行を阻止する負担を負うことになるが、このような事情の変動の内容は全く限定されておらず、また、その有無は必ずしも被告JERAに明白であるものでもないから、このような主張立証の負担を被告JERAに課すことは明らかに当事者間の衡平を害し、不当である（前記1③不充足）。

#### 4 結語

以上より、本件訴えは、昭和56年最判が示した、将来給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を欠いており不適法であるから、直ちに却下されるべきである。

#### 附 属 書 類

1 訴訟委任状

1 通

以 上